

新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に係る対応について（要請）

政府において、2月18日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、総理より感染拡大防止に係る発言がなされたところである（別添1）。

また、総理の発言を踏まえ、2月19日に内閣官房新型インフルエンザ等対策室より所管事業者等に対する通知依頼が関係省庁になされたもの（別添2）。

関係省庁においては、当該事項を踏まえ、所管事業者等に対して通知することとなっている。

このため、貴協会等におかれては、国や地方公共団体から示される新型コロナウイルス感染症に関する情報等を踏まえ、

- ・厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（別添3）における従業員の休暇取得に係る環境整備
- ・時差出勤、テレワーク等を活用するなどの従業員の感染機会を減らすための工夫

など、感染拡大防止に努めるよう、周知徹底方よろしくお願いしたい。

【首相官邸ホームページ】令和2年2月18日 総理の一日

「安倍総理は第11回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催しました」より抜粋

「一昨日、第1回目の専門家会議が開催され、新型コロナウイルス感染症の医学的・科学的評価について、専門家の方々から様々な御意見を伺いました。

国内の発生状況について、感染経路を特定できない可能性のある症例が複数認められる状況であり、患者が増加する局面を想定した対策が必要との見解が示されました。これを踏まえ、昨日、厚生労働大臣から、国民の皆様への御協力のお願いと、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を発表しました。

今後、感染の拡大を防止するためには、様々な場面で、国民の皆様の御協力をいただく必要があります。

まず初めに、国民の皆様にご心掛けていただきたいことは、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み、外出を控えていただくことです。これはもちろん、御本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。そのためにも、学校や企業、社会全体における理解が必要です。生徒や従業員の方々が、休みやすい環境整備が大切であり、どうか御協力いただきたいと思っております。テレワーク等も有効な手段です。

各大臣においては、そうした環境整備に向け、所管団体に周知を行うなど、丁寧に理解を得るよう努力をしてください。

また、人が密着するような大規模なイベントの開催等についても、専門家の御意見を聞いた上で、開催時期の見直しの必要性なども含め、国民の皆様への適切な情報提供を速やかに行ってください。

繰り返しになりますが、国民の皆様におかれましては、感染を予防するため、手洗いや咳（せき）エチケットなど、通常の季節性インフルエンザと同様の予防策を実施し、落ち着いて行動していただくようお願いいたします。特に、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人混みの多いところをできれば、避けていただくなど、感染予防に御注意いただくようお願いいたします。

引き続き、国内感染の拡大防止に向け、国民の皆様の不安を軽減できるよう、迅速かつ分かりやすい情報発信に努めるとともに、各地の自治体とも一層緊密に連携して、検査・治療・相談体制の拡充強化に全力を挙げてください。」

内閣官房新型インフルエンザ等対策室の依頼文

従業員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）

- 2月17日、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症について、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」がとりまとめられました。
- 当該目安の中では、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」ことが記載されています。
- そのためには、学校や企業、社会全体における理解が必要であり、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切です。
- つきましては、貴団体におかれては、本趣旨に鑑み、こうした環境整備を進めていただくとともに、感染拡大防止のため職場におけるテレワークや時差出勤は有効な対策となるため、積極的に活用する等の特段の配慮をお願いします。
- また、従業員の方々が発熱等の風邪症状があった場合に備え、「相談・受診の目安」を併せて周知いただきますようお願いいたします。

(参考：相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。